

平成26年12月24日

法務省民事局参事官室 御中

日本司法書士会連合会  
会長 齋木賢二

会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び  
会社法施行規則等の改正に関する意見

標記に関して、当連合会は、次のとおり意見を申し述べる。

1 会社更生法施行令の改正に関する意見

○ 第4条関係

【意見】

更生計画の定めにより取締役、監査役又は執行役が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときのその就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、住民票等の写しを添付しなければならないものとすべきである。

【理由】

平成27年2月の施行が予定されている商業登記規則の一部改正により、同規則第61条第5項の規定が新設される見込みであることから、更生計画の定めにより取締役、監査役又は執行役が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときについても、住民票等の写しを添付しなければならないものとすべきである。

2 会社法施行規則の改正に関する意見

○ 第8条、第41条及び第54条関係

【意見】

第8条、第41条及び第54条の各柱書の「法務省令で定める事項」については、「定款その他これに相当するものの定め」とすべきである。

【理由】

これらの規定においては、会社法第109条第2項（株主ごとの属人的定め）が列挙されておらず、また、監査役の権限（会計監査限定か否か）についても、株主の権利を画する重要事項であるにもかかわらず、掲げられていない。特に前者は、商業登記によっても公示されず、第8条第4号、第41条第7号又は第54条第7号の規定に基づき、請求しなければ判らない事項となっている。

株式の引受けの申込みをしようとする者にとっては、定款の定めは、株式の内容のみならず、全般的に関心ある事項であり、「定款その他これに相当するものの定め」を通知すべき事項とすべきである。

○ 第22条及び第24条関係

【意見】

第22条第1項第5号及び第24条第1項第3号中「競売」とあるを「競売又は公売」と改正すべきである。その他、第56条第1項第4号、第57条第1項第3号及び第168条第1項第4号に関しても同様である。

【理由】

いわゆる事業承継税制における納税猶予のためには株式の担保供与が必須であり、公売にかかるケースが増加することが想定される。したがって、意見のとおり、改正すべきである。

○ 第33条の5関係

【意見】

株式等売渡請求に際して定めるべき事項として、「その他株式等売渡請求に係る取引条件」（同条第1項第2号）が掲げられているが、当該取引条件のうち、対価の支払期限について明記すべきである。

【理由】

特別支配株主が株式等売渡請求を行う場合、売渡株主等にとっては、対価がいつ支払われるのかという事項は重要な事項である。取引条件の範囲に含まれると解されるが、支払時期はとりわけ重要事項であるから、規則に明記すべきである。

○ 第74条、第76条及び第124条関係

【意見】

第74条第4項第6号ハ、第76条第4項第6号ハ及び第124条第3号中「三親等以内」とあるを「三親等内」と改めるべきである。

【理由】

民法及び会社法（新会社法第2条第15号ホ等）の表現と合わせるべきである。

○ 第74条の2及び第124条関係

【意見】

「社外取締役を置くことが相当でない理由」の事業報告における記載に関する第124条第2項及び株主総会参考書類における記載に関する第74条の2

の規定の適用時期について、経過措置はあるものの、原則として平成27年6月総会からとなるようであり、開示の観点から望ましいと考える。

○ 第94条及び第133条関係

【意見】

いわゆるウェブ開示事項の拡大に関する適用時期を明確にすべきである。

【理由】

いわゆるウェブ開示事項の拡大に関する改正の適用時期が一見明らかではない。株主総会参考書類の記載事項に関する開示であるから、株主総会参考書類についての経過措置と同列であるべきと考えるが、示された案からは、果たしてそうであるのか不分明である。よって、経過措置規定によって、明確にすべきである。

○ 第181条等関係

【意見】

会社法施行規則第181条第3号、第188条第3号、第199条第3号及び第208条第3号については、「公告対象会社が法第440条第4項に規定する株式会社である場合 その旨」と改正すべきである。

【理由】

公告対象会社が法第440条第4項に規定する株式会社である場合においては、決算公告に関する規定が適用除外とされており、有価証券報告書により公示されていることから、会社法施行規則第181条第3号、第188条第3号、第199条第3号及び第208条第3号は、現行の内容となっている。しかし、当該株式会社が、会社法第439条前段に規定する場合に該当するときは、会社法第436条第3項の取締役会の承認により計算書類が確定しており、当該貸借対照表が最終事業年度に係るものとなっているにもかかわらず、定時株主総会に報告される前であることから、有価証券報告書により公示されていない期間が不可避免的に生じてしまう。したがって、当該期間に公告をするときは、各条第7号の規定に従い、「貸借対照表の要旨」を同時掲載しなければならないのである。しかしながら、そのような株式会社は、決算短信又は四半期開示等により、利害関係人に対する公示が十分になされているので、その必要性も乏しい。よって、意見のと通りの改正をすべきである。

○ 第182条関係

【意見】

第182条第4項第2号ホについて、「次に掲げる事項」の記載が遺漏しているが、第1号及び第2号は改正されないということによいか。

○ 経過措置関係

【意見】

株主総会参考書類に係る改正に関して、「①施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類については、改正後の会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号（これらの規定を同規則第95条第3号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とあるは、「①施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類（改正後の会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号（これらの規定を同規則第95条第3号において準用する場合を含む。）の定める株主総会参考書類に限る。）については、なお従前の例による。」とすべきである。

【理由】

株主総会参考書類に関する規定は、「会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号（これらの規定を同規則第95条第3号において準用する場合を含む。）の規定」だけではない。④によると、施行日後に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類については、改正後の規則が適用されるのが原則であると理解されるので、意見のとおり修正すべきである。

3 会社計算規則の改正に関する意見

○ 第180条関係

【意見】

会社計算規則第180条第3号については、「公告対象会社が法第440条第4項に規定する株式会社である場合 その旨」と改正すべきである。

【理由】

公告対象会社が法第440条第4項に規定する株式会社である場合においては、決算公告に関する規定が適用除外とされており、有価証券報告書により公示されていることから、会社計算規則第180条第3号は、現行の内容となっている。しかし、当該会社が、会社法第439条前段に規定する場合に該当するときは、会社法第436条第3項の取締役会の承認により計算書類が確定しており、当該貸借対照表が最終事業年度に係るものとなっているにもかかわらず、定時株主総会に報告される前であることから、有価証券報告書により公示されていない期間が不可避免的に生じてしまう。したがって、当該期間に公告をするときは、本条第6号の規定に従い、「貸借対照表の要旨」を同時掲載しなけ

ればならないのである。しかしながら、そのような株式会社は、決算短信又は四半期開示等により、利害関係人に対する公示が十分になされているので、その必要性も乏しい。よって、意見のと通りの改正をすべきである。

以上